

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	18	府 省 庁 名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>	
要望項目名	国際コンテナ戦略港湾及び重要港湾の港湾経営会社等が取得した荷さばき施設等に係る特例措置の延長及び拡充	
要望内容（概要）	<p>1. 国際コンテナ戦略港湾（※1）及び重要港湾の港湾経営会社等（仮称）（※2）が、コンテナ埠頭等において、無利子貸付又は補助を受けて取得した荷さばき施設等（上物施設）に係る特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の内容 <p style="margin-left: 2em;">固定資産税・都市計画税：（対象）家屋・償却資産（平成23年度～平成27年度取得分）（特例措置）課税標準1/2、取得後無期限（新設）</p> <p>※1 平成22年8月6日に阪神港（大阪港、神戸港）及び京浜港（東京港、川崎港、横浜港）を選定。 ※2 改正港湾法に基づき指定。株式会社や、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合を想定</p> <p>港湾経営会社等の指定を受けた外貿埠頭会社（民営化した外貿埠頭公社）が公社から取得したコンテナ埠頭に係る固定資産税・都市計画税の特例（※3）、新たに取得したコンテナ埠頭に係る特例（※4）及びメガオペレーター税制（※5）（経過措置分含む）の扱いについては、なお従前の例によるほか経過措置を整備。</p> <p>※3 取得後10年間 1/2、3/5 ※4 取得後10年間 1/2 ※5 取得後無期限 1/2</p> <p>2. 上記1.のうち、埠頭運営の一体化（外内貿一体化など）・24時間化に取組み、一体化や24時間化、荷役の高機能化のための様々な施設整備が必要となるターミナル（高機能ターミナル）における荷さばき施設等に係る特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の内容 <p style="margin-left: 2em;">固定資産税・都市計画税：（対象）家屋・償却資産（平成23年度～平成27年度取得分）（特例措置）課税標準1/4、取得後無期限（新設）</p> 	
関係条文	<p>メガオペレーター税制：地方税法附則第15条第35項、地方税法施行令附則第11条第46項 埠頭会社税制：地方税法附則第15条第38項、第46項、地方税法施行令附則第11条第15項、第50項、第54項、地方税法施行規則附則第6条第27項、第28項、第76項</p>	
減収見込額	(初年度) +29 (▲65) (平年度) ▲31 (▲102) (単位：百万円)	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>東アジア地域での急激な経済発展に伴い、国際港湾間競争が激化する中、諸外国では、民の活力の視点による一体的な港湾経営をいち早く導入し、船社誘致、集荷機能の強化や港湾運営の効率化を強力に推進。</p> <p>一方で、日本の港湾では公物管理的な港湾管理を行っており、港湾の経営への対応については進んでおらず、運営面でも、様々な関係者によるバラバラな埠頭運営となっており、港湾全体の経営上最適とは言い難い状態。この結果、日本の港湾は、東アジア諸国の港湾に比べ集荷力でも運営効率化でも後れを取り、近年その国際的地位が大きく低下。</p> <p>特に我が国を取り巻く今日の状況は、経済成長の伸びの鈍化、膨大な長期債務、人口減少、少子高齢化と非常に厳しく、民間資金や活力・知恵の徹底的な活用により、財政負担を軽減するとともに、戦略的な港湾経営の実現による港湾の国際競争力強化を通じ、アジアの経済発展を我が国に取込むことが急務である。</p> <p>そこで、港湾において、港湾管理の公共性を確保しつつ、民の視点による港湾経営を担う「港湾経営会社等」を新たに設立・指定し、国際コンテナ戦略港湾や重要港湾において、港湾経営会社等による港湾の一体経営を推進する。</p> <p>(2) 政策の必要性</p> <p>港湾経営会社等は、一定程度の経営リスクを負いつつ港湾の一体経営推進と収益力強化を進め、財政状況が厳しく、設備の更新等に当たっての資金的余裕が十分でない港湾管理者に代わり、調達・整備コストを抑えつつ高効率の荷さばき施設等の整備・所有を行い、荷さばきスピードの向上、集荷、運営コスト削減等に取組んでいくが、このような港湾経営会社等による設備投資促進を通じ、港湾経営会社等の早期設置・指定を進め、港湾経営の民営化を促進するために本税制が不可欠。</p> <p>さらに、国全体の経済・国民生活に大きく貢献する国際コンテナ戦略港湾等において、港湾経営会社等、が埠頭運営の一体化・24時間化に取り組むターミナル（高機能ターミナル）で整備する荷さばき施設等は、一体運営、24時間化、荷役の高機能化等の推進のため設備投資額が高額。当該設備投資を促進し、当該ターミナル及び国際コンテナ戦略港湾全体の競争力強化、集荷力強化、荷主サービス向上につなげるため、固定資産税等の税負担をさらに軽減する必要。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>港湾経営の民営化等に関する港湾法の見直しに伴い、既存の埠頭会社税制及びメガオペ税制につき、所用の措置を講じることとする。</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標：20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>○ 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「港湾の「選択と集中」を進め、民間の知恵と資金を活用した港湾経営の実現等を図る。」とされ、また同戦略中の「成長戦略実行計画(工程表)」で、「「選択と集中」による国際コンテナ・バルク戦略港湾の選定」「港湾法改正法案の提出」との記載あり。</p> <p>○ 「国土交通省成長戦略」(5月策定)において、「埠頭公社の株式会社化をはじめとして、港湾経営の民営化について平成23年通常国会における法改正を含め検討」「平成23年度より、順次外資埠頭公社を株式会社化(平成25年度までに完了予定)」とされているところ。</p>
	政策の達成目標	<p>1. に係る目標 国際コンテナ戦略港湾及び重要港湾の約3割の港において、港湾経営の民営化を実現</p> <p>2. に係る目標 所定の要件を満たす埠頭運営の一体化、24時間化を100%実現</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成28年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	<p>1. に係る目標 国際コンテナ戦略港湾及び重要港湾の約3割の港において、港湾経営の民営化を実現</p> <p>2. に係る目標 所定の要件を満たす埠頭運営の一体化、24時間化を100%実現</p>
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	○ 国際コンテナ戦略港湾において、港湾経営会社として指定を受ける有力候補である埠頭公社・会社等が保有し、税制特例の適用対象となる固定資産だけでも2500件以上。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	○ 港湾経営会社等は、一定程度の経営リスクを負担しつつ港湾の一体経営推進と収益力強化を進め、財政状況が厳しく設備の更新にあたっての資金的余裕が十分でない港湾管理者に代わり、調達・整備コストを抑えつつ、高効率の荷さばき施設等の整備・所有を行い、荷さばきスピードの向上、集荷、運営コスト削減等に取り組んでいく。このような港湾経営会社の早期設置・指定を進め、港湾経営の民営化を促進するため、本税制はきわめて有効。

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際コンテナ戦略港湾等における外貿埠頭公社から「外貿埠頭会社」（民営化会社）が取得する外貿埠頭業務用不動産の所有権の移転登記に係る登録免許税の特例措置の創設（国税）
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無利子貸付：平成 23 年度予算要求 2395 百万円 ○ その他施設費整備補助（港湾施設機能高度化補助）：平成 23 年度予算要求 515 百万円
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無利子貸付：施設整備にあたっての資金繰りを支援 ○ その他施設整備補助（港湾施設機能高度化補助）：施設取得コスト低減を通じ、施設投資を促進 ○ 固定資産税等税制措置：施設の維持コスト低減を通じ、施設投資を促進という役割分担を行っている。
	要望の措置の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本税制は、財政状況が厳しく設備更新にあたっての資金的余裕が十分でない港湾管理者に代わり、港湾の一体経営を行う港湾経営会社に対して、施設の維持管理コストの低減を行うことにより、荷役機械等の新規整備投資へのインセンティブとなるものであり、荷さばきスピードの向上等を通じ、我が国港湾の国際競争力を果たすため必要不可欠なものである。 ○ さらに、投資額が高額になるものの一体運営・24時間化・荷役の高機能化等の効果が特に大きい「高機能ターミナル」における荷さばき施設等（上物施設）の整備に限定して深掘りして支援するなど、「選択と集中」を行っている。
ページ	18—04	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ メガオペレーター税制：平成21年度 48百万円 ○ 埠頭会社税制（新規取得分）：平成21年度 16百万円 ○ 埠頭会社税制（公社承継分）：平成20年度 255百万円
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度時点で、コストは2割弱の低減、リードタイムも1日を達成するなど、当初の目標について視野に入りつつある。
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ メガオペレーター税制：港湾コストの約3割低減及びリードタイムの1日程度への短縮 ○ 埠頭会社税制：港湾コストの3割削減及びリードタイムの1日程度への短縮を図るとともに国際海上コンテナ貨物等輸送コストの低減を図る。
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 釜山新港など新たな競合相手の誕生、想定以上のスピードでのコンテナ船大型化による船会社の寄港先の絞込み強化等で、国際港湾間競争激化したため。
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ メガオペレーター：平成21年度創設 ○ 埠頭会社税制（新規取得分）：平成22年度創設 ○ 埠頭会社税制（公社承継分）：平成18年度創設